

基本方針 2. 社会における影響力の偏在解消

(名護市女性活躍推進計画)

社会における影響力の偏在とは、政治的な権力や経済力、発言力などといった社会に影響を与える力が男性側に偏っているという状態です。

(1) 地域における男女共同参画の推進

社会における影響力の偏在を解消するためには、地域における男女共同参画の推進を通じて、市民一人ひとりが地域社会における影響力の偏在に気づき、対等な立場で意思表示や意思決定ができるよう、これまでの地域の慣習を見直していくことが必要です。

〈現状と課題〉

- ・ 2023(令和5)年度の女性区長は55区中4名で全体の7.3%にとどまっています。
- ・ 26名いる防災会議の委員のうち女性は、女性防火クラブや市役所、名護市女性会、沖縄県北部福祉事務所から各1名の合計4名(15.4%)となっています。
- ・ 2019(令和元)年度に婦人会の名称を女性会に変更し、イメージの刷新を図りましたが、女性会の会員数は年々減少しており、2023(令和5)年度時点で90名となっています。また、女性防火クラブは61名(2023(令和5)年9月末現在)となっています。
- ・ 市民アンケートにおいて、地域社会の団体に参加している人の5割強(52.1%)が「男女の役割分担の差はあまりない」と回答しています。ただ、回答者全体では「地域活動・社会活動の場」について4割強(41.2%)が『男性の方が優遇されている』と回答しており、「社会通念・慣習・しきたりなど」については8割弱(76.4%)が『男性の方が優遇されている』と回答しています。
- ・ このような現状を踏まえ、地域における男女共同参画の更なる推進を図り、社会における影響力の偏在解消に向けた意識づくりを行っていく必要があります。

【家庭の取組み】

- ・ 女性が地域活動に参画しやすくなるよう、家事・育児・介護を男女で分担しましょう。

【地域の取組み】

- ・ 地域活動について、男性の仕事・女性の仕事といった決めつけはせず、誰もができること・得意なことに自由に参画できるようにしていきましょう。
- ・ 性別役割分担意識に基づく地域での慣習・慣行を改めましょう。
- ・ 地域活動での方針決定の場へ女性を登用しましょう。
- ・ 各種団体は、団体の運営に係る意思決定の場に女性が参画しやすい環境づくりをしましょう。
- ・ 各種団体の組織運営の役員等に女性を積極的に登用し、活性化につなげましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
29.	自治会等役員への女性参画促進	・自治会等の地域社会を構成する団体に対し、方針決定やその過程に女性の参画が進むよう、男女共同参画に関する情報提供を行います。	地域力推進課
30.	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の実施	・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（内閣府）などを参考に、防災会議や施策立案の場への女性の参加促進及び広報誌「市民のひろば」等での男女共同参画視点による防災啓発を行います。また、被災時の備蓄等に際しては、男女のニーズの違い等に充分配慮します。	総務課 消防本部予防課
31.	各種女性団体に対する活動支援の実施	・男女共同参画社会の実現に向け、先駆的・実践的な取り組みを行っている各種女性団体（女性ネットワーク協議会・更生保護女性会・母子寡婦福祉会・女性会・女性防火クラブ）に対し、補助金交付を継続します。また、各種団体の取り組みの充実にに向けた情報交換や連携強化を図るとともに、活動支援を通じて人材育成を促進します。	総務課 地域力推進課 子育て支援課 消防本部予防課

（2）女性の起業支援・能力発揮促進

社会における影響力の偏在を解消するためには、女性の起業支援・能力発揮促進を通じて、女性の経営者やオピニオンリーダーを増やし、女性の発信力を高めていく必要があります。

〈現状と課題〉

- ・日本政策金融公庫総合研究所の「2022年度新規開業実態調査」によると、開業者に占める女性の割合は1991（平成3）年の調査開始以来最も高くなりましたが、それでも約4人に1人（24.5%）の割合となっています。
- ・名護市においても、起業したり自営業を営んだりする女性は男性と比べて少ない状況です。2020（令和2）年の国勢調査によると、女性で「雇人のある業主」は1.5%しかおらず（男性は4.3%）、「雇人のない業主」でも4.8%と男性（11.1%）の半分以下にとどまっています。
- ・このような現状を踏まえ、女性の起業支援・能力発揮促進を図り、社会における影響力の偏在解消に向けた環境整備を進めていく必要があります。

【家庭の取組み】

- ・農家においては、家族経営協定の締結に取り組みましょう。
- ・自分自身が持つ能力を発揮していくため、女性自身が積極的に講演会等に参加し、スキルアップを図りましょう。

【地域の取組み】

- ・各種女性団体は男女共同参画社会の実現に向けて、情報交換や具体的な活動を実践するとともに、女性リーダーの育成に努めましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
32.	起業についてのアドバイスの充実	・起業しようとする女性等を支援するため、名護市産業支援センターに配置しているインキュベーション・マネジャーの活用により、経営全般や販売ルート等の各種アドバイスを実施します。	商工・企業誘致課
33.	インキュベーション入居施設（起業家オフィス）の周知	・女性起業家等、起業しようとする市民をハード面でサポートするため、名護市産業支援センターにおける起業家用低賃料オフィススペース及び設備について、周知及び活用促進を図ります。	商工・企業誘致課
34.	地域若者就労支援事業の周知	・働くことについて様々な悩みを抱えている若者（15歳から49歳くらいまで）への就労相談や職場でのマナー講座等を開催している地域若者就労支援事業について、周知を行います。	商工・企業誘致課
35.	起業支援に資するセミナー等の受講促進	・名護市産業支援センターや沖縄県産業支援センターにおいて行われる起業関連のセミナーについて、広報等により随時周知を図り、受講を促進します。	商工・企業誘致課
36.	家族経営協定の普及	・農業経営に際し、女性の労働が適正に評価され、安全で快適に働くことができるよう、労働報酬、経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について話し合い、決定する家族経営協定の締結に向けた普及活動を行います。	農業政策課

No.	事業	事業内容	担当課
37.	女性の能力発揮促進に向けた講座情報の提供	・沖縄県男女共同参画センターていりんの講座など、エンパワーメントに繋がる知識や技術を習得する講座等の情報の提供に努めます。	地域力推進課
38.	女性リーダーの育成促進	・国際性豊かな女性リーダーを育成するため、沖縄県女性の翼の会が実施する沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」への派遣を継続します。あわせて、日本女性会議等への市職員や女性ネット会員の参加を図ります。	地域力推進課

(3) 意思決定の場・過程への女性の参画促進

社会における影響力の偏在を解消するためには、意思決定の場・過程への女性の参画促進を通じて、市民一人ひとりが社会における影響力の偏在を是正し、これまで男性側の意見が通りやすかった状況を変えていく必要があります。

〈現状と課題〉

- ・市民アンケートにおいて、「管理職への登用」について4割弱（35.3%）が『男性の方が優遇されている』と回答しています。
- ・「政治の場」について「平等になっている」がわずかに約1割（9.8%）で、約8割（80.2%）は『男性の方が優遇されている』と回答しており、2014（平成26）年の結果（68.1%）と比較して約12ポイント上昇しています。
- ・「職場」について「平等になっている」は3割弱（28.4%）ですが、5割強（52.2%）は『男性の方が優遇されている』と回答しており、2014（平成26）年の結果（42.3%）と比較して約10ポイント上昇しています。
- ・事業所アンケートにおいて、女性も活躍できる社会づくりを進めるための取組みとして、3割強（32.6%）が「特に取り組んでいることはない」と回答しています。
- ・このような現状を踏まえ、意思決定の場・過程への女性の参画促進を図り、社会における影響力の偏在解消に向けた積極的な登用を行っていく必要があります。

【家庭の取組み】

- ・政治や市政といった色々な場で男女双方の意見が反映されているか関心を持ち、家庭内でも話し合みましょう。
- ・女性が管理職に登用されることについて、家庭内でもサポートできる環境を整えましょう。

【職場の取組み】

- ・管理職など方針決定の場への女性の参画に配慮し、その機会を積極的に提供しましょう。
- ・ポジティブ・アクション（積極的改善措置）について理解を深め、女性が管理職になるための環境づくりや人材養成に取り組みましょう。
- ・性別による固定的な役割分担の決めつけにより、無意識のうちに個性や能力発揮の機会を奪っていないか、自分自身でチェックしてみましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
39.	女性職員の管理職への登用の促進・支援	・女性職員同士の部署・役職間の垣根を越えた情報共有や相談ができる場の設置に加え、各種研修を実施し、女性職員の管理職への登用の促進・支援を図ります。	人事行政課
40.	女性職員の職域拡大	・男女比に偏りのない配置を推進していくなど女性職員の職域拡大を図り、女性の能力発揮を促進します。	人事行政課
41.	各種審議会等委員への女性の登用促進	・審議会・委員会委員の選任について、男女それぞれの意見が反映されるよう各所管課との調整を行い、女性委員の登用促進を図るとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。	地域力推進課
42.	女性人材の情報収集と発掘	・個人情報に配慮しつつ、各分野で活躍する女性人材に関する情報の収集・整理・発掘に努め、女性人材リストとして審議会・委員会の推薦等に役立てていくことを検討します。	地域力推進課
43.	政治分野における男女共同参画推進への取組み	・女性の政治参画を推進するための意識啓発講座等の開催を検討するとともに、国内外の情報を収集し、広報・周知を行います。	地域力推進課
44.	企業におけるポジティブ・アクションの事例収集・紹介	・ポジティブ・アクションとして女性を積極的に登用し、職域拡大や管理職登用を行っている企業の事例を収集し、必要に応じて市ホームページ・広報誌「市民のひろば」等で紹介します。	地域力推進課 (商工・企業誘致課)